

定 款

一般社団法人群馬クレインサンダーズ後援会

令和 7 年 6 月 26 日作成

一般社団法人群馬クレインサンダーズ後援会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬クレインサンダーズ後援会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、群馬クレインサンダーズの後援会として、群馬クレインサンダーズを日本一のプロバスケットチーム及びクラブチームとなるよう応援し、合わせて群馬県におけるバスケットボールの健全な発展とスポーツ振興をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 群馬クレインサンダーズの運営・強化のための支援
- (2) 群馬クレインサンダーズの企業会員の拡大と当法人への加入促進
- (3) 群馬クレインサンダーズの地域貢献活動のための支援
- (4) 賛助会員への特典サービスの提供
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な業務の実施

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員)

第6条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

2 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 当法人の設立後に社員となるには、社員総会の承認を得なければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 総社員の同意があったとき。

(2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(賛助会員の入会及び退会)

第9条 賛助会員の当法人への入会資格は、次に定める事由の全てに該当する者とする。

(1) 当法人所定の様式による申込みをし、審査手続きを得た者

(2) 第27条第1号の年会費を納入した者

(3) 第3条及び第4条の規定に賛同できる者

(4) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は構成員等との関係がない者

2 賛助会員資格の有効期間は、入会年度の1シーズンとし、審査手続きを経て入会日より賛助会員資格を取得する。

3 賛助会員は、本人の申し出がない場合、自動継続とする。

4 賛助会員は、次に定める事由に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 第27条第1号の年会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 社員総会の決議があったとき。

(3) 当該賛助会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

5 賛助会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することが

できる。

6 当法人の名誉を毀損した者は、社員総会の決議により除名されることがある。

(社員及び賛助会員名簿)

第10条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員及び賛助会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第 4 章 理事及び代表理事

(員数)

第 18 条 当法人の理事は、1 名以上を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、若干名を副会長とすることができる。

(選任等)

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人に理事が 2 人以上いる場合には理事の互選によって代表理事を選任する。副会長も理事の互選により選任する。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(職務権限)

第 21 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

(報酬等)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 解 散

(解散の事由)

第 24 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（当法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 全社員が欠けたとき
- (4) 破産手続開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第 25 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(年会費)

第 27 条 当法人の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 年会費は 1 口 2 万円とし、複数口の加入を妨げない。
- (2) 年会費は、事務局へ納入するものとする。
- (3) 脱会時の年会費の返還は行わない。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで
に代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 29 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 8 年 6 月 3 0 日
までとする。

(設立時の役員)

第 30 条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事及び代表理事

清水聖義

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 31 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

清水聖義

加藤正己

大島和之

茂木透

(法令の準拠)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(その他)

第 33 条 この定款に定めるもののほか必要な細則は、社員総会の決議を経て代表理事が別に定める。

(反社会的勢力の排除)

第 34 条 当法人は、入社又は入会の申込者が反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入社又は入会の申込を拒否することができる。

2 当法人は、賛助会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該賛助会員の会員資格を取り消すことができるものとする。